

第2号議案

兵庫県医師国民健康保険組合規約の一部改正

(現 行)

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第26条 組合員は、保険料として次の区分による月額の合算額を組合に納付しなければならない。

- 1 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下単に「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため算定した基礎賦課額。

ただし、第二種組合員の基礎賦課額は、第二種組合員の保健事業に充てるために算定した額とする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 第一種組合員 1 人につき（組合職員を除く） | 35,000 円 |
| (2) 第二種組合員 1 人につき | 5,000 円 |
| (3) 准組合員 1 人につき | 13,000 円 |
| (4) 組合職員 1 人につき | 13,000 円 |
| (5) 組合員・准組合員・組合職員の家族 1 人につき | 9,500 円 |

- 2 組合員は（第二種組合員を除く）、後期高齢者支援金として支援金保険料を組合員・准組合員の世帯に属する被保険者全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合に納付しなければならない。

後期高齢者支援金保険料 被保険者 1 人につき 5,500 円

- 3 組合員は、介護納付金として被保険者の属する組合員及び准組合員の世帯に係る次の金額を毎月、前各号に規定する保険料に併せ保険料として、毎月組合に納付しなければならない。

介護保険法第9条第2号被保険者 1 人につき 6,000 円

- 4 組合員は、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者並びに准組合員及び准組合員の世帯に属する被保険者（以下「被保険者等」という。）の相互扶助を目的とした、組合被保険者等福利共済事業の運営負担金として、組合員・准組合員の世帯に属する被保険者等全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合に納付しなければならない。

被保険者等 1 人につき 1,000 円

(改 正)

第 5 章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第 26 条 略

- 1 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下単に「介護納付金」という。）、並びに子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため算定した基礎賦課額。

ただし、第二種組合員の基礎賦課額は、第二種組合員の保健事業に充てるために算定した額とする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

2 略

3 略

- 4 組合員は、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員または組合員の世帯に属する被保険者並びに准組合員または准組合員の世帯に属する被保険者（以下「被保険者」という。）のうち 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日の翌日以後である被保険者につき算定した次の金額を毎月、前各号に規定する保険料に併せ保険料として、組合に納付しなければならない。

子ども・子育て支援納付金賦課額

300 円

- 5 組合員は、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者並びに准組合員及び准組合員の世帯に属する被保険者（以下「被保険者等」という。）の相互扶助を目的とした、組合被保険者等福利共済事業の運営負担金として、組合員・准組合員の世帯に属する被保険者等全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合に納付しなければならない。

被保険者等 1 人につき

1, 000 円

附則 この規約は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

この規約による改正後の第 26 条の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。